

○多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定に関する委員会及び審査会設置要綱

令和 5 年 3 月 31 日多摩市教育委員会告示第 19 号

多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定に関する委員会及び審査会設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年多摩市教育委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、多摩市営永山複合施設駐車場条例（平成 9 年多摩市条例第 13 号）第 4 条に定める多摩市営永山複合施設駐車場における指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置する。

(選定委員会の所掌事項)

第 2 条 選定委員会は、規則第 7 条の規定に基づき、対象施設の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）のうち、選定審査会の事前審査を合格した団体について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審査し、その結果を多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

(選定委員会の構成)

第 3 条 選定委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。） 5 人以内をもって構成する。

- (1) 施設の管理運営に関し専門的知識を有する者 3 人以内
- (2) 市民 2 人以内

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任任期とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第 6 条 選定委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 選定委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第 7 条 委員は、本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族が応募団体の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、指定管理者の候補者に関する審査について、応募団体と個別に接触をしてはならない。

(選定委員会の会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 選定委員会の会議は、公開しない。

2 選定委員会は、会議に際し、原則として要点録を作成しなければならない。

3 要点録は、審査結果を多摩市に報告した後、開示する。ただし、多摩市情報公開条例(平成12年多摩市条例第53号)第7条各号の規定のいずれかに該当する場合は、その該当する部分に限り、非開示とする。

(選定審査会の所掌事項)

第10条 選定審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 応募団体の事前審査に関すること。

(2) 選定委員会の審査方法等に関すること。

(3) 規則第8条に規定する予定候補者の選定に関すること。

(選定審査会の構成)

第11条 選定審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 教育部長

(2) くらしと文化部コミュニティ・生活課長

(3) 永山公民館長

(4) 図書館長

(会長)

第12条 選定審査会に会長を置き、会長は、教育部長をもって充てる。

2 会長は、選定審査会を総括する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(選定審査会の会議)

第13条 選定審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 選定審査会は、選定審査会の構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(関係者の出席)

第14条 委員長及び会長は、選定委員会又は選定審査会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 選定委員会及び選定審査会に関する庶務は、教育部永山公民館において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定め、選定審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

多摩市営永山複合施設駐車場
指定管理者候補者選定委員会委員名簿

任期：令和5年7月24日～令和6年3月31日まで

※敬称略、50音順

	氏 名	備 考
専門的 知識を 有する 者(3)	うめざわ よしこ 梅澤 佳子	大学教授（多摩大学）
	すやま かいほ 須山 改保	弁護士 （たちかわ市民法律事務所）
	ふくおか ひとし 福岡 均	宅地建物取引士 （公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック）
市民 (2)	こはま ゆうこ 小浜 優子	公募市民委員
	やつづか しんじ 八束 眞司	公募市民委員

多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定委員会の審査に関する要領

令和5年7月6日
教育部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定委員会設置要綱（多摩市教育委員会告示第19号。以下「要綱」という。）第1条に定める多摩市営永山複合施設駐車場指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、要綱第2条に掲げる多摩市営永山複合施設駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者に申請した団体についての審査を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(選定における審査)

第2条 委員会は、駐車場の指定管理者に申請した団体に対し、当該団体より提出された申請書類に基づくヒアリングを行い、当該施設の選定要項に定める選定基準の各項目について、「①管理基準以上の取り組みである」「②管理基準を満たしている」「③改善や見直しが必要である」という3段階で評価を行なった上、「評価すべきと思われる点」及び「改善すべきと思われる点」を意見する。

(教育委員会への報告)

第3条 委員会は、前条の結果を多摩市教育委員会に報告するものとする。

選定に係る意見聴取について

1. 対象施設及び特命団体

【対象施設】多摩市営永山複合施設駐車場

【特命団体】新都市センター開発株式会社

2. 選定委員会による審査

(1) ヒアリングの実施

選定に係る意見聴取にあたっては、ヒアリングによる方法を採用します。

ヒアリングは、特命団体が、申請書類のうち、「事業計画書」「要員配置計画書」「収支計画書」から、選定要項に記載された選定項目を中心に説明を行った後、選定委員会委員の質問に特命団体が答えるかたちで行います。

そのため、事前に申請書類の確認を十分にさせていただきますようお願いいたします。

プレゼンテーション、ヒアリング時間は、以下のとおりです。

(1) プレゼンテーション 25分

(2) ヒアリング 25分 ※各委員5分程度

3. 意見の記載

ヒアリングは、多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の選定基準に基づき定めた選定基準の各視点から行い、選定基準の各項目について、「①管理基準以上の取り組みである」「②管理基準を満たしている」「③改善や見直しが必要である」という3段階による評価をさせていただいた上、評価すべきと思われる点、改善すべきと思われる点について、意見を記載してください。

意見は、別に定める様式「多摩市営永山複合施設駐車場 指定管理者候補者選定における意見について」に記載してください。

4. 意見のまとめ

第2回選定委員会において、各選定項目に対する委員会の評価を整理します。

評価すべきと思われる点、改善すべきと思われる点といった選定委員会での意見については、市と指定管理者の候補者が締結する協定書の策定において参考といたします。

5. 教育委員会への報告

選定委員会は、選定における意見を報告書としてまとめ教育委員会に対し報告します。